

取引業者 各位

公立大学法人奈良県立医科大学

理事 嶋 緑倫

[公 印 省 略]

研究に係る納品検収の徹底及び誓約書の提出について（依頼）

平素は本学の教育研究に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今大学等研究機関において研究費の不正使用事案が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となったことから、文部科学省において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正され、取引業者から不正な取引に関与しない旨等を定めた誓約書の提出を求めることとされております。

これを受けて、本学では、公的研究費の不正使用防止に係る諸規程を制定し、研究に係る納品検収の徹底と、取引業者からの誓約書の提出を行うこととさせていただいております。

つきましては、お手数をおかけしますが、この趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願いいたします。

1 物品等納品に係る検収方法の徹底

物品等の検収は例外的な取扱いが必要と認められる場合を除き、各教室等へ納品される前に納品検収センターにおいて検収させていただきます。

2 誓約書提出対象の適否について

納品検収センターに出入りのあった全ての事業者のうち、本学との年間の取引回数が6回以上の場合（見込みの場合も含む。）に対象といたします。

ただし、次の事業者は誓約書の提出者から除外となります。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
- (2) 国際組織、外国企業等（国内事業所は除外 [国内企業等として取扱い]
- (3) 電気・ガス・水道・通信・郵便・運送・定期購読の出版事業者等
- (4) 弁護士・特許・税理士事務所等
- (5) 営利目的（商取引・反復継続）としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- (6) 情報・施設管理担当者が発注する、大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等
- (7) その他、本件対象になじまない業種・取引等

3 誓約書の提出

誓約書（別添様式）をメール、郵送又は直接持参のいずれかにより、提出先にご提出ください。

※誓約書の様式は、大学ホームページからダウンロードしてご利用願います。

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/kenkyu-sangakukan/tekisekanri/index.html>

[奈良県立医科大学 HP] → ホーム > 研究・産学官連携 > 公的研究費の不正使用防止体制(適正な執行への取組)]

4 提出先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町 840 番地

法人企画部 研究推進課 納品検収センター（大講堂 入口左手）

Email : matsuda@naramed-u.ac.jp

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正【抜粋】

（平成 26 年 2 月 18 日付け文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動 （機関に実施を要請する事項）

- ③ 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動 （実施上の留意事項）

- ②取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

【お問い合わせ】

電話 0744-22-3051

研究推進課研究企画係（内線 2560）

又は納品検収センター（内線 2515）

Email : matsuda@narmed-u.ac.jp